

令和8年度ライフデザイン支援事業(ホームページ制作)委託業務
仕様書案

1 業務の概要

将来のライフイベント(進学、就職、結婚・育児、住宅の確保、資産の形成、老後など)について、自分の価値観に基づいた選択ができるように、若い方(高校生～若手社会人)に向けて「ライフデザイン」に関する基本情報やシミュレーター、学習ツール等のコンテンツを搭載した専用ポータルサイトを構築し、運営する。

2 業務の内容

(1)専用サイトの制作

ア 専用ドメインの取得

イ 各種ページのデザイン、設計、制作(スマホ、タブレット、PC版)

ウ 以下コンテンツの作成、掲載

■コンテンツ一覧

項目	内容
基本情報	・本県における「仕事」「結婚」「子育て」「暮らし」「老後」「お金」といった基本情報等を掲載すること。(県から情報提供あり)
ライフデザインシミュレーター	・項目を入力することでライフプランを自動生成するシミュレーターを作成し掲載すること。
学習ツール	・Webブラウザ上で動作する体験型コンテンツを作成し掲載すること。 ・ライフデザインを学べる内容とすること。 ・ゲーム性(選択・分岐・達成感)があるものとする。
動画	・県が指定するYouTube動画を掲載すること。
案内・告知	・各種イベント、セミナー等の案内・告知を掲載すること。

(2)保守、運用に関する支援

ア 操作マニュアルの作成(県職員向け)

イ アクセシビリティガイドラインの作成

ウ サーバーの維持管理などの保守運用

(3)その他

ア 作業工程表の作成

イ 次年度以降の維持管理費用に関する明細の作成

3 業務の期間

(1)委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(2)構築期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

(3)公開日

令和8年8月1日(シミュレーター、学習ツール除く)

(4)運用保守期間

公開日から令和9年3月31日まで

4 ホームページ制作要件

(1)アクセシビリティ等への配慮

日本産業規格(JIS×8341-3:2016)で規定されているレベル「AA」に準拠し、様々な立場の利用者であっても使いやすくわかりやすい形で、効率的な情報提供となるホームページを構築することとし、構築後も本県職員の負担を極力少なくしたうえで適合レベル「AA」準拠を維持すること。

(2)脆弱性の排除

次に掲げる事項を含む既知の種類脆弱性を排除するための対策を講じること

ア SQLインジェクション

イ OSコマンドインジェクション

ウ ディレクトリトラバーサル

エ クロスサイトスクリプティング

オ クロスサイトリクエストフォージェリ

カ クリックジャッキング

キ メールヘッダインジェクション

ク HTTPヘッダインジェクション

(3)マルチデバイス

スマートフォンやタブレット端末等(フィーチャーフォンを除く)のデバイスでもスムーズに情報を取得できるよう、デバイスに応じて最適化したページを作成すること。スマートフォンやタブレット等で閲覧した場合に、横スクロールが発生しない仕様とし、ページ読み込み時点で表示される文字は、可読性の高い大きさにすること。

なお、本業務において、フィーチャーフォン専用サイトの作成は必要ない。

(4)アクセス解析

アクセスログを容易に集計、解析できる機能の導入・設定等を行うこと。解析結果は自動集計され、本県職員がウェブブラウザを使って集計結果を閲覧できるようにすること。また、機能として次の点を満たすこと。Google アナリティクスの利用も可とする。

ア ページごとのアクセス件数を把握できること。

イ 解析結果はCSVファイル等で保存できること。

5 システム要件

(1)システム基本要件

ア 標準性

a.本システムを構成する製品や技術は、国際標準もしくは業界標準に準拠していること。

b.本システムの拡張や更新時の調達において、調達の競争を阻害するような製品や技術は採用しないこと。

イ 信頼性

a.障害発生によるサービス停止を極力避け、万一の障害発生時も、短期間での運用再開を可能とすること。

b.障害発生前後のデータの整合性を保持できる構成とすること。

ウ 保守性

OSのバージョンアップ等のクライアント環境の変更が起因となるシステムの改修が容易であること。

エ 操作性

a.コンテンツの作成、更新時に容易にコンテンツを入力できるユーザーインターフェースを用意し、HTMLに関して特別な知識がなくても操作できる仕組みであること。

b.プレビューの確認ができるなど、直感的に操作できるインターフェースを有すること。

c.システムの運用管理について、専門的な知識や技術を必要としない操作性及びユーザーインターフェースであること。

オ 上位互換性

クライアントPCに係る県の標準ソフトウェア(OS、ミドルウェア、オフィス等)のバージョンアップに際しては、原則として本システムが継続して利用できること。

カ ウェブアクセシビリティ

日本産業規格(JIS×8341-3:2016)で規定されているレベル「AA」に準拠していること。

キ その他

画面操作に関しては、県職員がストレスなく使用できること。

(2)システム・サーバー環境

公開サーバーについては、セキュリティ、バックアップなどの条件も含め、運用保守期間中において円滑・安定的な運用を行うこと。また公開環境において、HTTPS(TLS)による暗号化通信を実施し、公開する全てのページについて常時SSL(常時HTTPS)対応とすること。

(3)ホームページの稼働

ア 365日24時間の稼働を原則とする。なお、何らかの原因によりサービスが停止した場合は、速やかに復旧作業を実施すること。

イ 閲覧者がホームページにアクセスする際の利用ブラウザは、以下を想定している。各ブラウザの最新バージョンで閲覧した際に、レイアウトが崩れないように表示できること。

- ・Microsoft Edge
- ・Google Chrome
- ・Firefox
- ・Safari
- ・スマートフォン(iPhone 及びAndroid)の標準ブラウザ各最新版
- ・タブレット端末(iPad 及びAndroid タブレット)の標準ブラウザ各最新版

6 実施体制・進行方法

(1)実施体制

本業務の遂行に必要な業務実施体制を確保すること。受託決定後、速やかに業務全体の統括責任者、工程ごとの責任者・担当者及び連絡先を記した体制図(表)を提出すること。(再委託を行う場合は、各事業者名、役割について明記すること。なお、参画事業者の業務実績(類似した業務も含む)を明記すること。)

なお、本県が、業務の進捗状況や業務内容について支障があると判断した場合は、受託者に対し、実施体制について改善を求めることができるものとする。

(2)進捗報告

原則1ヶ月に1回以上、作業の進捗状況及び必要事項について報告すること。

7 保守・運用要件

専用サイト開設後のシステム運用及び保守等は、本業務の受託者に委託することとし、公開から令和9年3月31日までの運用・保守業務は本業務内で行うこと。

(1)運用・保守計画書

受託者は、運用・保守の作業体制(責任者・担当者等)や、作業日程・内容などをまとめた「運用・保守計画書」を作成し、本県の承認を得たうえで業務を履行すること。

(2)緊急時の対応

ア システム故障時の一次対応

障害が発生した場合は、直ちに障害箇所の特定制、影響範囲の調査など障害発生状況の把握を行うとともに、ホームページの公開を継続できる措置を講じること。また、本県復旧作業の経過状況等について、適宜報告するとともに、速やかに障害復旧体制を構築すること。

イ システム故障時の二次対応

収集した障害情報をもとに原因を分析し、障害発生以前の状態まで復旧するとともに、同様の障害が発生しないよう予防措置を講じること。なお、復旧後には故障原因及び対策等の報告を行うこと。また、障害発生予兆やパフォーマンス劣化の兆候を確知した場合は、本県の承諾を待たずにチューニング等の対応を図ること。

(3)システム異常の把握

システムの稼働は24時間365日とするため、24時間体制でシステム異常の把握を行うこと。また、不正動作を監視・検証するためのログ情報を、少なくとも6ヶ月分保管すること。

(4)対象範囲

ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等、本調達で準備する範囲全てとする。

(5)作業時の注意

システム停止を伴う作業等を行う場合、ユーザーのログイン抑止やメンテナンス中を示すメッセージの表示など、適切な対応を行うこと。

(6)セキュリティ対応

ア セキュリティパッチの適用

導入した全てのソフトウェアに対し、セキュリティパッチを適用すること。また、コンテンツに脆弱性が発見された場合に適切なセキュリティ対策を実施すること。

イ ウイルス対策送付と定義ファイルの更新

ウイルス対策ソフトの導入、設定等は受託者において実施することとし、導入時に最新のプログラム及びパターンファイルのアップデートを実施すること。

(7)サーバー監視

障害監視及びパフォーマンス監視のため、サーバー監視環境を24時間用意すること。サーバーダウン等の障害が発生した場合には、メール等で受託者に通知できる仕組みを構築すること。受託者は、障害検知のメール等を受信したときは、対応すること。

(8)バックアップ

バックアップを取得し、障害発生時に以下の要件を満たせるようにすること。

・万一データが消失した場合でも、確実にデータの普及が行えるよう準備すること。

- ・バックアップのスケジュールは容易に変更できるようにし、任意のバックアップも可能とすること。

(9) ソフトウェアのバージョンアップ

使用するソフトウェアについては、汎用的なものを使用し、構成については、将来性、拡張性、移植性を考慮すること。そのうえで、ソフトウェアのバージョンアップについては、その適用可否の判断に必要な調査・評価を行い、本県に報告すること。また、本県の許可を得た上で、バージョンアップ版の提供及びインストール作業を行うこと。

(10) 問い合わせ対応

システム操作等に関する本県からの質問や問合せに対し、適切に対応できるよう、担当者名、連絡先（メールアドレス、電話番号）を報告すること。

(11) アクセシビリティ適合試験と結果の公表

「JIS×8341-3:2016」に基づく試験を行うこと。また、対象は、「JIS×8341-3:2016」及びウェブアクセシビリティ基盤委員会の求める「2.2 ウェブページ式単位での試験」にある「d) ウェブページ式を代表するウェブページとランダムに選択したウェブページとを併せて選択する場合」に基づき、40ページ以上とすること。

適合レベルは「AA」とし、可能な範囲で「AAA」も達成すること。試験後、「アクセシビリティ試験結果」を作成し、本県の下承を得ること。また、試験結果の公開ページを作成すること。

8 成果物の納品

以下の物について電子データ1部及び印刷物1部を納品すること

- ・サイト設計資料一式（サイトマップ、デザイン等）
- ・開発計画書（スケジュール、プロジェクト体制一覧（体制、役割）、構築人員名簿等）
- ・運用実績報告書（実績工数、金額等）
- ・進捗管理表・報告書（進捗報告書、課題管理表等）
- ・ガイドライン・マニュアル（アクセシビリティガイドライン、運用保守マニュアル、緊急時対応マニュアル等）
- ・アクセシビリティ試験結果
- ・打合せ議事録
- ・デザインに使用した画像データ一式（印刷物は不要。なお、当該データを利用して、本県が新たな画像を作成することを承諾すること）
- ・その他、本業務で作成されたドキュメントに係るもので、本県より指示があったもの。

9 納入期限等

(1) 納入期限

令和9年3月31日

(2) 納入場所

高知県総合企画部 元気な未来創造課
(高知市丸ノ内1丁目2-20)

10 留意点

(1) 個人情報

個人情報の取扱い等については、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守すること。

(2)機密保持

本業務に従事するすべての者は、「高知県情報セキュリティポリシー」を遵守すること。また、受託者は、本県の承諾を得ることなく、本業務に関して知り得た事項を受託作業に従事する者以外の第三者に漏らしてはならない。この義務は、契約終了後も存続するものとする。

本業務において作成した資料、または貸与されたデータ(電磁記録を含む)、貸与品、資料等の管理について、万全の措置を講ずること。

本県と機密保持契約を別途締結し遵守すること。なお、本仕様書に定めがないものについては、別途協議を行うこと。

(3)著作権

ア 導入するソフトウェアについて、パッケージの固有機能に対する著作権はパッケージ開発元に留保する。

イ 導入するソフトウェアについて、本業務で新たに開発された本県固有要件への改修に対する著作権は原則として県に帰属する。

ウ 業務を遂行するにあたり、第三者が権利を有するソフトウェアの利用が必要となる場合は、事業受託者及び本県は、その取扱いについて協議し、事業受託者または本県と該当第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な処置を講じるものとする。

エ ホームページデータ(文書・画像等のデータおよび内容)について、著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する権利は、成果物の引渡しと同時に、県に帰属するものとする。

オ その他、ここに定めのない事項については、本県と協議のうえ決定するものとする。

(4)再委託

ア 受託者は、本業務の全部を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

イ 本業務の一部を第三者に委任し、または請け負わせようとする場合はあらかじめ「再委託届」を県に提出し、県の承諾を得なければならない。この場合においても、本業務の主たる部分を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

(5)瑕疵担保責任

ア 受託者は、本県に納入した納品物の瑕疵について、本県が瑕疵を発見したときから1年間、担保の責任を負うものとする。

イ 県は、前1項の期間において瑕疵のある納品物について、受託者に相当の期間を定めて修補を依頼し、または修補に代えもしくは修補とともに当該瑕疵により生じた損害に対する賠償の請求をすることができるものとする。

(6)提供情報等の返還

受託者は、本県の求めに応じ、本県が提供した情報の返還及び処分に応じなければならない。

(7)その他留意事項

ア 本委託事業の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。委託決定事業者から提案のあった企画は、一部変更・調整して実施する場合がある。

また、仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。

イ 受託者は、委託者と事業の実施体制及び進捗状況について綿密に調整することとし、円滑に業務を実施することとする。

ウ 成果物については、原則として委託者の業務の実施、運営、広報等のために必要な範囲内で、委託者自らが複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせることができるものとする。

- エ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- オ 受託者は、当該委託業務の成果物に係る著作権を、各成果物引き渡し時に、委託者に譲渡するものとする。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両者で別途協議するものとする。
- カ 委託者が上記オで譲渡を受ける権利には、著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利も含むものとする。
- キ 委託者が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- ク 当該委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は当該委託業務以外の目的に使用してはならない。当該委託期間が終了し、又は当該委託契約が解除された後についても同様とする。
- ケ 当該委託業務を通じて取得した個人情報については、委託者の保有する個人情報として高知県個人情報保護条例(平成13年高知県条例第2号)の適用を受ける。
- コ 受託者は、当該委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その損害の責めを負う。
- サ 本事業の目的に照らし合わせて新たに盛り込むべきと考えられる独自の手法等があれば、適宜提案すること。
- シ やむを得ず再委託する場合は、原則として県内事業者を選定すること。なお、県内事業者とは、県内に本店を有する事業者を指す。
- ス 本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。